

国道13号の放置自転車を撤去します

国道13号信夫通りなどの市街地の国道では、歩道などに放置された自転車が歩行者の通行の支障となっています。

6月1日～2日に開催される「東北六魂祭2013福島」では、多数の来訪者が予想され、放置自転車による通行障害の影響が懸念されます。

については、下記のとおり放置自転車の撤去を実施します。

■回収区間 国道13号 平和通り（舟場町交差点～あづま陸橋東交差点）
国道13号 信夫通り（あづま陸橋東交差点～陣場町交差点）

■回収日時 平成25年5月27日（月）午前9時00分（予定）
（天候等の状況により予定を変更することもあります。）

■撤去までの流れ

1. 放置された自転車に警告書を取りつけます

5月10日（金）に歩道などに放置された自転車1台ごとに警告書を取りつけます。

（ゴミ、ホコリがたまっているなど、明らかに長期間放置されている自転車を対象とします）

2. 放置自転車を回収します

5月27日（月）に、引き続き警告書が取り付けられている自転車を放置自転車とみなし、福島国道維持出張所構内に回収します。

3. 回収後、適正に措置します

回収後、拾得したことを所轄警察署に通知し、盗難届が出されていないか確認します。その上で、盗難届が出されていない自転車については、遺失物法に基づき3ヶ月保管した上で適正に処分します。

<記者発表先> 福島県政記者クラブ、福島市政記者会

問 い 合 わ せ 先

● 国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所

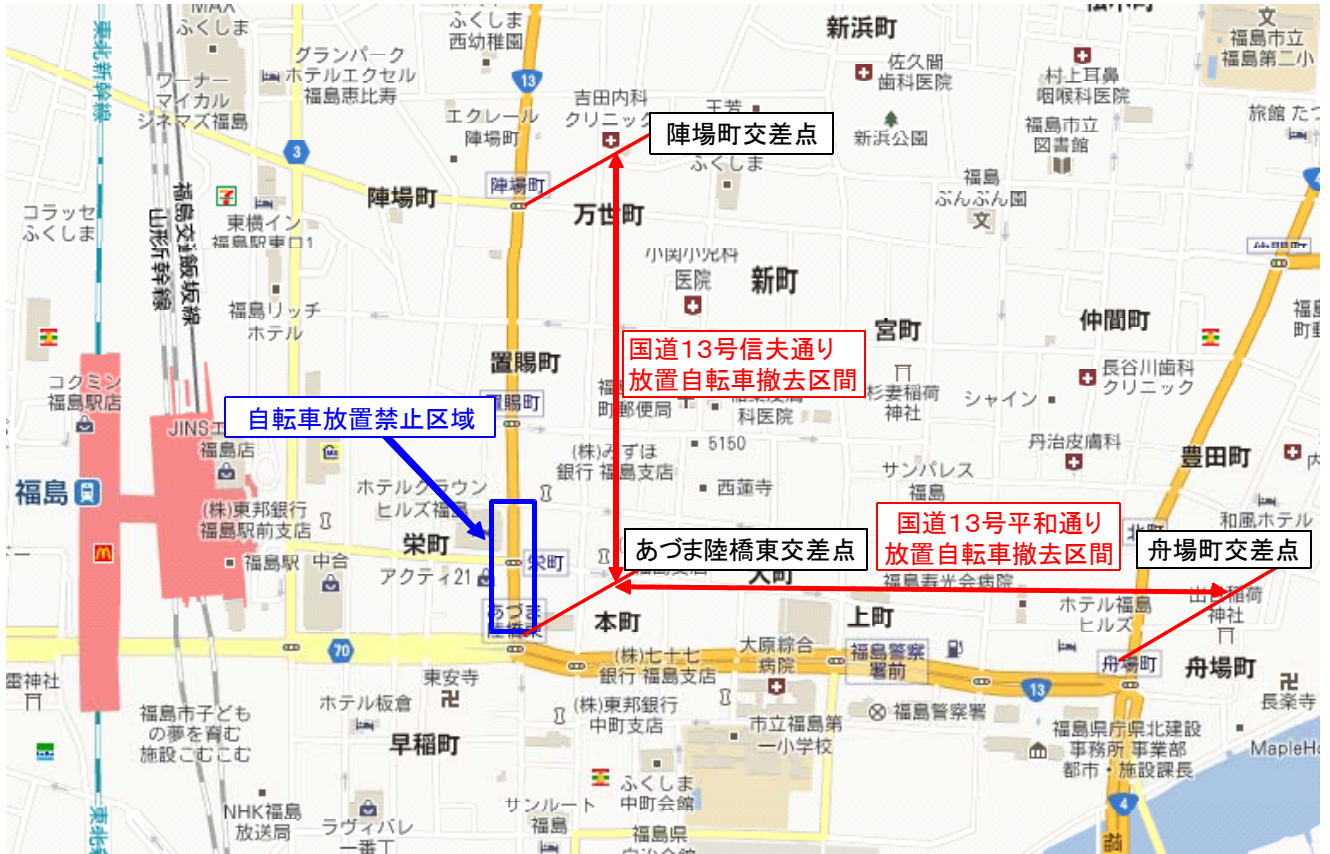
道路管理課長 ささきあきお 佐々木 章夫

電話：024-546-4331（代表）

福島国道維持出張所長 くどう よしのり 工藤 嘉則

電話：024-546-0524

放置自転車撤去区間



放置自転車の状況(平成24年度回収時撮影)

